

# 静岡県立大学名誉教授称号授与規程

平成19年4月1日 規程第30号

改正 平成24年4月1日、平成26年4月1日、平成29年5月1日

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の3の規定に基づき、静岡県立大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号授与に関し、必要な事項を定める。

第2条 名誉教授の称号は、本学及び短期大学部（以下「本学」という。）に学長、副学長として勤務し、その功績が顕著であった者、又は専任教授として10年以上勤務した者であって、教育上又は学術上の功績が顕著であった者で、かつ、本学における功労が顕著であると認められた者について、本規程第3条に定める選考に基づいて授与する。

2 前項の年数には達しないが、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者、若しくは、本学における功労が特に顕著であったと認められた者についても授与することができる。

第3条 名誉教授の称号授与は、学部又は短期大学部に所属していた者にあつては学部又は短期大学部の教授会の推薦に基づき、専ら大学院を担当していた者にあつては当該研究科委員会又は研究院委員会の推薦に基づき、学部又は大学院に所属しなかった者については学長の推薦に基づき教育研究審議会の議を経て行う。

第4条 名誉教授の称号授与は、別紙様式の証書を交付して行う。

第5条 名誉教授に対しては、本学の諸式典並びに重要行事への招待、図書館の利用等に関する便宜の供与、刊行物の贈呈その他適当な方法をもって礼遇する。

## 附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 静岡薬科大学、静岡女子大学又は静岡女子短期大学における専任教員としての勤務は、本学における勤務とみなす。

3 静岡薬科大学、静岡女子大学又は静岡女子短期大学で授与した名誉教授の称号は、本学で授与したものとみなし、第5条の規定を適用する。

## 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別紙様式（日本工業規格 A 3 横（297mm×420mm））

第 号	静岡 県立 大学 印	年 月 日	称号を授与する 静岡 県立 大学 名誉 教授 の	氏 名 生 年 月 日	称 号 記
--------	---------------------	-------------	--	----------------------------	-------------